

## 会則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アヴニールファームと称する。

(所在地)

第2条 この法人は、主たる住所を大阪府和泉市仏並町1310番地におく。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、引退競走馬等の保護や愛護、適正な飼養の啓発及び普及に関する事業、引退競走馬の保護活動を行う人材の育成及び雇用促進に関する事業並びに人と馬と近隣農地との交流に関する事業を行い、動物福祉の増進及び人・馬・農業とのふれあいを通じた、豊かな社会生活の実現と社会教育の推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又援助活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成する為、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 引退競走馬等の保護、預託及び農耕馬としての活用に関する事業
- (2) 引退競走馬等の愛護、適正な飼養の啓発及び普及に関する事業
- (3) 引退競走馬等の保護活動を行う人材の育成及び雇用機会創出に関する事業
- (4) 引退競走馬等の保護活動を行う個人・団体・近隣農家との連絡、協力、調整、交流及び連携に関する事業
- (5) 動物福祉や地域農業の振興を目的とした交流イベント等の企画及び開催に関する事業

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動法人(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) サポート会員 この法人所有の馬に対してのみ、サポートするために入会した個人  
及団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

理事長は、前項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 個人：入会金0円、年会費5,000円  
団体：入会金0円、年会費25,000円
- (2) 賛助会員 個人：入会金0円、月会費1口1,000円(1口以上)  
団体：入会金0円、月会費1口10,000円(1口以上)
- (3) サポート会員 個人：入会金0円、月会費1口1,000円(1口以上)  
団体：入会金0円、月会費1口10,000円(1口以上)

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

退会の際は、退会希望月の前月末日までに退会届を提出すること。

また退会において、支払い済みの会費の返金などは一切応じかねます。

(除名)

第10条 会員が次の次号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

附則

この会則は、2021年10月1日より施行する。